

## 第8章 国際意匠登録出願におけるパリ条約による優先権

---

### 1. 意匠法第60条の10の規定

---

国際意匠登録出願についての優先権主張については、ジュネーブ改正協定第6条(1)の規定による国際事務局経由の手続に一元化するため、本条第1項において、国際意匠登録出願には我が国特許庁に優先権主張をする場合の手続規定は適用しないこととされている。

「優先権証明書類等」の提出手続については、ジュネーブ改正協定上国際出願に伴わせる手続とされていないため、「優先権証明書類等」提出手続に係る特許法の規定が「ジュネーブ改正協定第6条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者」についても準用されている。

なお、意匠法第15条第1項で準用する特許法第43条の3第2項に規定する「特定国」についての優先権の主張は、ジュネーブ改正協定第6条(1)(a)の規定では認められていないため、本条第1項の規定により、国際意匠登録出願には適用されない。

### 2. パリ条約による優先権の主張の効果

---

意匠法第60条の10第1項の規定により、国際意匠登録出願については、意匠法第15条第1項で準用する特許法第43条の3第2項に規定する「特定国」の国民に関するパリ条約の例による優先権の主張は認められない。

### 3. パリ条約による優先権を主張するための手続

---

パリ条約第4条D(1)の規定により国際意匠登録出願について優先権を主張しようとする者は、ジュネーブ改正協定第6条(1)(a)の規定に基づき国際出願に優先権主張を含めるとともに、意匠法第60条の10第2項で読み替えて準用する特許法第43条第2項及び第3項の規定に基づき、国際公表から3か月以内に「優先権証明書類等」を特許庁長官に提出しなければならない。また、同期間内に世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービスを利用するための所定の手続をすることにより、「優先権証明書類等」の提出に代えることができる。（意匠法第60条の10第2項の規定で読み替えて準用する特許法第43条第5項）

なお、国際出願の出願人が、国際出願と同時に「優先権証明書類等」を国際事務局に提出した場合であって、当該出願人が、国際事務局に対し、「優先権証明書類等」に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした場合、「優先権証明書類等」

を日本国特許庁長官に提出したものとみなされる。（意匠法施行規則第19条第3項で読み替えて準用する特許法施行規則第27条の3の3第2項第1号及び第3項）

#### 4. パリ条約による優先権の主張の効果が認められるための要件

---

国内の意匠登録出願を基礎とした優先権の主張を伴う国際意匠登録出願については、当該優先権の主張の効果は認められない。

なお、パリ条約による優先権の主張に関するその他の判断基準については、第VII部「パリ条約による優先権」を参照されたい。